様式第20号（第10条関係）

遅　　延　　理　　由　　書

　下記の理由により申請書の提出が遅れてしまいましたので、さかのぼって認めていただきたくお願い致します。

記

　受診者　住　所

　　　　　氏　名

　　　　　 生年月日

　　　　 　受給者番号

|  |
| --- |
|  遅延理由 |

 平成　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　申　請　者　住　所

 氏　名 印

　　　　　　東吾妻町長　様

《参　考》

 障　害　区　分　と　疾　患　名

　　（注）疾患名の区分の参考であって、この疾患名のものなら必ず給付の対象と

　　　　　なるわけではない。

|  |  |
| --- | --- |
|  障　害　区　分 |  疾　　　　　　　　　患　　　　　　　　　　名 |
| 〈０１〉 肢 体 不 自 由 | 末梢性（主に整形外科的なもの） 筋性斜頚、側わん症、漏斗胸、合指症、多指症、腰椎下垂症、 先天性股関節脱臼、大腿骨頭すべり症、大腿四頭筋拘縮症、 ペルテス病、偽関節症、多発性外骨腫、関節拘縮、瘢痕拘縮、 合趾症、多趾症、外反足、内反足、尖足中枢性（脳外科的なもの、中枢神経の障害によるもの） 脳性麻痺、分娩麻痺、髄膜瘤、水頭症（アーノルド奇形による　ものなど）、脳動静脈奇形、狭頭症（クルーゾン病、アベルト 病など）、脳血管腫、二分脊椎、脊椎破裂 |
| 〈０２〉 視　覚　障　害 | 外斜視、内斜視、眼瞼下垂、白内障、緑内障、未熟児網膜症、角膜移植 |
| 〈０３〉 聴　覚　障　害 | 小耳症、外耳道閉鎖、耳垂裂 |
| 〈０４〉音声・言語・そしゃく機能障害 | 唇裂、口蓋裂、唇顎口蓋裂に起因する咬合異常 |
| 〈０５〉 心臓機能障害 | 動脈管開存症、ファロー四徴症、大血管転位症、心室中隔欠損症心房中隔欠損症、総肺静脈還流異常症、大動脈弁閉鎖不全症 |
| 〈０６〉腎臓機能障害 | 腎不全、水腎症 |
| 〈０７〉小腸機能障害 | 小腸閉塞、小腸穿孔症 |
| 〈０８〉肝臓機能障害 | 肝腫瘍、胆道閉鎖症 |
| 〈０９〉その他の内臓障害 | 先天性・後天性どちらでも可 呼吸器、膀胱、直腸及び小腸機能障害、 膀胱尿管逆流症、鎖肛（閉肛）、腸閉塞症、腸回転異常症、 その他先天性のみ可 食道閉鎖症、肥厚性幽門狭搾症、胆道閉鎖症、胆道拡張症、 ヒルシュスプルング病（先天性巨大結腸症）、尿道下裂、停留 睾丸、その他 |
| 〈１０〉免疫機能障害 | 先天性免疫不全症候群 |

○身体障害者福祉法

別表（身体障害の範囲）

１　次に掲げる視覚障害で、永続するもの

　１　両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者につい　　ては、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ0.1以下のもの

　２　一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの

　３　両眼の視野がそれぞれ１０度以内のもの

　４　両眼による視野の２分の１以上が欠けているもの

２　次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの

　１　両耳の聴力レベルがそれぞれ７０デジベル以上のもの

　２　一耳の聴力レベルが90デジベル以上、他耳の聴力レベルが50デジベル以上のもの

　３　両耳による普通話声の最良の語声明瞭度が５０パーセント以下のもの

　４　平衡機能の著しい障害

３　次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

　１　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失

　２　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの

４　次に掲げる肢体不自由

　１　一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの

　２　一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指　　以上をそれぞれ第一指間関節以上で欠くもの

 ３　一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの

　４　両下肢のすべての指を欠くもの

　５　一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機　　能の著しい障害で、永続するもの

　６　１から５に掲げるもののほか、その程度が１から５までに掲げる障害の程度以上で　　あると認められる障害

５　心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日　常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

○身体障害者福祉法施行令

（政令で定める障害）

第１２条　法別表第５号に規定する政令で定める障害は、ぼうこう若しくは直腸又は小腸　の機能の障害とする。